

業務改善助成金のご案内

(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)

時給（時間換算額）が800円未満の従業員を雇用する中小企業の事業主の方へ

事業場内の最低賃金の引上げ
(40円又は60円以上)

業務改善
(POSレジシステムの導入
や機器の導入等)

+

業務改善に要した経費（最大150万円）を助成します。

対象となる事業主

- 中小企業の事業主であること（「業種」に応じて、「資本金の額または出資の総額」または「常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかが要件を満たしていること。）。

業種	資本金の額又は出資の額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

- 時間給（時間換算額）が北海道最低賃金以上かつ800円未満の労働者を6か月以上雇用していること。
- 過去2年以内に消費税、法人税又は所得税、労働保険料の未納がないこと。
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと。
- 過去に業務改善助成金の交付を受けていないこと。
- 事業場名の公表に応じていただけること。

支給要件

- 賃金引上げ計画の策定
事業場内で最も低い時間給（時間換算額）を申請年度内に40円又は60円以上引上げ、就業規則等に引上げ後の時間給（時間換算額）を規定すること。
- 業務改善計画の策定
労働能率の増進に資する設備等の導入計画。
- 引上げ後の賃金支払い実績
- 業務改善の実施
業務改善計画に基づく設備等の導入及びその費用の支払い。

[業務改善助成金の対象経費例]

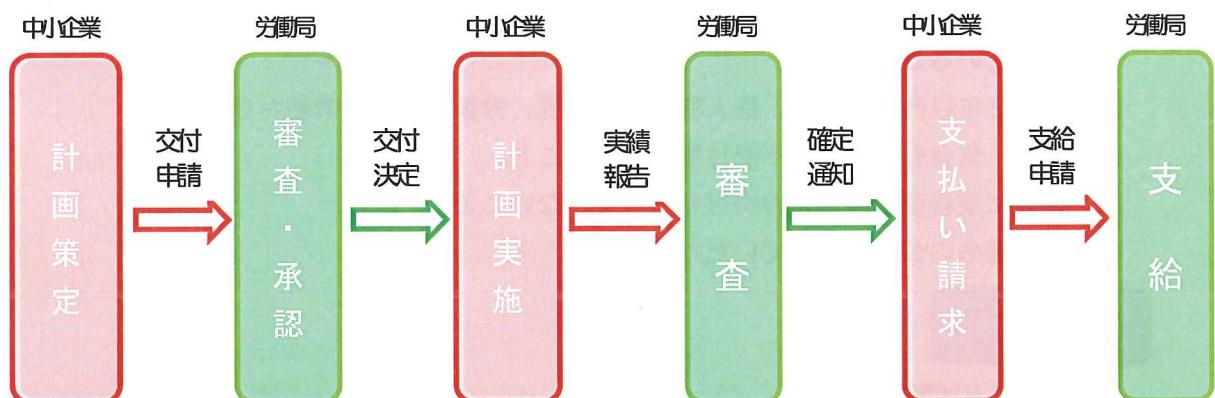
- ・労働能率の増進のための設備・機器の導入
 - 在庫管理・仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入経費
 - 作業効率の向上を目指した店舗の改装、機器等の購入費用
 - ・労働能率の増進のための研修、コンサルタント会社への委託費用
- ※対象経費とならないもの。
- ・自動車（8ナンバーを除く）、パソコンの購入、就業規則の作成
 - ・単なる経費削減のための経費
 - ・職場環境を改善するための経費
 - ・通常の事業活動を行うに当たり、社会通念上当然となる経費

支給額

支給額は、業務改善に要した経費の2分の1（企業規模30人以下の事業場は4分の3）です。上限額は下表のとおりです。

引上げ額	引上げ対象労働者数	助成上限額
40円以上	1人～	100万円
60円以上	10～14人	130万円
	15～19人	140万円
	20人～	150万円

申請から支給までの流れ



お問い合わせ・申請先

北海道労働局労働基準部賃金課

札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎9階

TEL 011-709-2311 内線3534



北海道労働局